

（重要）本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、5月7日（金）に決定された緊急事態宣言等に係る事項について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月7日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

5月7日に決定された緊急事態宣言等について

5月7日、第63回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとされております。

また、同じく令和3年5月7日に、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行われました。

改正された基本的対処方針及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月7日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）においては、同事務連絡1.（1）及び2.（1）をはじめ、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

なお、同事務連絡において別紙として添付されている「感染状況に応じたイベント開催制限等について（5/12～の取扱い）」（別紙1）及び「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要」（別紙2）は、内閣官房事務連絡の本文の概要・要点をまとめたものですのであわせて御覧ください。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえた要請等があった場合には、基本的対処方針と当該要請等に十分

留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和３年５月７日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第６３回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030507.pdf
- ・令和３年５月７日菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202105/07corona.html
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和３年５月７日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210507.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年５月７日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210507.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年５月７日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
→別添

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--

都道府県等においては、本事務連絡の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、愛知県及び福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を実施するとともに、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象に緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、また、北海道、岐阜県及び三重県を対象に、法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置を実施するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長等するため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙 1、緊急事態措置の概要は別紙 2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙 3 のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

（1）特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（３）２）に基づき、５月１２日からの催物開催の目安を以下のとおりとする。
- ５，０００人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容定員の５０％以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）を確保できること。
- また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和２年９月１１日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。
- なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
- スマートフォンを活用した接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

② 営業時間短縮等の要請

- 地域の感染状況等を踏まえ、２１時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 本事務連絡が発出された日から、最大３日間（５月８日～１０日）の周知期間終了時点（遅くとも５月１０日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、上記①及び②は適用せず、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（遅くとも５月１１日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

① 催物の開催制限の目安等

令和3年4月1日付け事務連絡1.(1)、令和3年4月9日付け事務連絡1.(1)、令和3年4月16日付け事務連絡1.(1)及び令和3年4月23日付け事務連絡1.(2)のとおり、

- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記(1)②に留意すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 本事務連絡が発出された日から、最大3日間(5月8日～10日)の周知期間終了時点(遅くとも5月10日)までにチケット販売が開始された催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)は、従来、各都道府県がそれぞれ適用していた目安を越えない限りにおいて、上記①及び②は適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後(遅くとも5月11日)から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(3) その他の都道府県

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

(4) 留意事項

① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1. (1) ②のとおり取り扱うこと。

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

これまでも多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する観点から、相談窓口の設置（都道府県が対処方針上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増強）等、必要な体制構築に努め、事業者の相談等に対応すること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、令和2年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることにより留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）

(I) 飲食店（第14号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

(II) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店及び食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対し、前記（I）と同様の要請を行うこと。

(III) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記（I）と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を伴う場であることから、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）

で、なるべく少人数（５０人又は収容定員の５０％のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

（Ⅳ）その他留意事項

関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

② 集客施設への要請等（第２４条第９項等）

入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

（Ⅰ）イベント関連施設等

下記の施設については、本事務連絡１．（１）①に基づく目安（①５，０００人以下、②収容定員の５０％以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）の確保、③２１時までの営業時間短縮）での運用を要請すること。

なお、イベントを開催する以外の場合等には、２０時までの営業時間短縮を要請すること。

- 劇場、観覧場、演芸場、映画館（※）など（第４号）
- 集会場、公会堂（第５号）
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール（第６号）
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第８号）

※映画館については、上映期間において、２１時までの営業時間短縮を要請すること。

（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設

下記の施設については、本件事務連絡１．（１）に基づき、①５，０００人以下、②収容定員の５０％以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）の確保での運用を要請すること。

それに加えて、③１，０００平米超のものについては２０時までの営業時間短縮要請、１，０００平米以下のものについては２０時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の要請等を行うこと。

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など（第9号の一部）
- 博物館、美術館など（第10号。ただし、次の③に示すとおり、図書館を除く。）

（Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

下記の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場等、生活必需物資は除く。）（第7号）
- スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）
- 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設（第11号。ただし、次の③に示す施設を除く。）
- サービス業を営む店舗（第12号。ただし、銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスは除く。）

③ ①及び②以外の法施行令11条第1項の施設

（Ⅰ）幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2号）、大学等（第3号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

（Ⅱ）図書館（第10号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。

（Ⅲ）ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供

(利用者による酒類の店内持込みを含む。)・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

ア 前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。ただし、前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

イ 特定都道府県は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、知事の判断により、法第４５条第２項等に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第１２条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う

✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

ウ 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

エ 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

オ 本事務連絡2.(1)②(I)及び(II)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(1)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(2) 重点措置区域である都道府県

令和3年4月1日付け事務連絡2.、同年4月9日付け事務連絡2.、同年4月16日付け事務連絡2. 及び同年4月23日付け事務連絡1.(2)に示したとおり、以下の要請等を行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(3)8)に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

(I) 飲食店(第14号)

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わないよう要請すること。

業種別ガイドライン(特に基本4項目。アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底)を遵守するよう要請を行うも

のとすること。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。

(Ⅱ) 遊興施設（第 11 号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店

前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、後記②の働きかけを含め、営業時間短縮要請等の対象にしないこと。

(Ⅲ) その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

② ①以外の法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（第 24 条第 9 項等）

基本的対処方針三（３）８）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。飲食店等以外の法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

(Ⅰ) イベント関連施設等

本事務連絡 2.（１）②（Ⅰ）の施設については、

① 本事務連絡 1.（２）①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

② 営業時間を当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（ただし、イベント開催以外の場合は、20 時までの営業時間短縮の要請（1,000 平米超）又は働きかけ（1,000 平米以下）

を行うこと。

(Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(Ⅱ)の施設については、

- ① 本事務連絡1.(2)①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用
- ② 1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけ

を行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(Ⅲ)の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

③ 留意点

- (Ⅰ) 都道府県は、基本的対処方針三(3)8)に基づき、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者(上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという営業形態に着目している)に対し行うものであることに留意すること。

なお、ここでいう「入場をする者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を意味し、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含まない。

- (Ⅱ) 都道府県は、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)について、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実

施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、本事務連絡（１）④イで示したような例示を参考に、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。

なお、ここでいう「入場整理等」とは、上記の「入場をする者の整理等」の措置に加え、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含むので留意されたい。

（Ⅲ） 措置区域以外の施設に係る営業時間短縮の要請又は働きかけを行う場合は、基本的対処方針三（３）８）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の法施行令第１１条第１項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うことを基本に、各都道府県において適切に判断すること。

（Ⅳ） 本事務連絡２．（２）②（Ⅰ）及び（Ⅱ）の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「１．（２）③チケット販売の取扱い」を準用すること。

（３）その他の都道府県

令和３年２月４日付け事務連絡２．（３）のとおり取り扱うこと。

３．外出の自粛等

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和２年４月２２日の専門家会議で示された「１０のポイント」、５月４日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、１０月２３日の分科会で示された「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。

（１）特定都道府県

特定都道府県においては、法第４５条第１項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、２０時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の

移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うこと。

（２）重点措置区域である都道府県

各都道府県は、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えるように促すこと。

各都道府県は、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、緊急事態措置の実施期間において、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。

各都道府県は、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うこと。

（３）その他の都道府県

帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控える等注意を促すこと。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるように促す

こと。なお、感染が拡大している都道府県においては、当該都道府県と感染が落ち着いている都道府県との間の移動や、感染が拡大している都道府県内における移動のあり方について、都道府県知事が感染状況を踏まえ、適切に判断すること。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

4. 国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第１１条第１項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討
- 公園その他の施設については、必要な協力を検討

感染状況に応じたイベント開催制限等について（５／１２～の取扱い）

【別紙１】

	収容率※４	人数上限※４	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	21時
まん延防止等 重点措置	大声なし※１ 100%以内 大声あり※２ 50%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人※１	都道府県の判断
その他都道府県		5,000人※１ 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※３	なし

※１ 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※２ 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※３ 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※４ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※５ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いは別途通知する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

（基本的な考え方）

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

＜施設利用関係＞（第45条第2項関係）

施設の 種類	飲 食 関 連 施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） - 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請又は働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。